

帝塚山学院大学研究活動の不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）及び帝塚山学院大学における研究活動に携わる者の行動指針（平成20年10月15日施行）の趣旨を踏まえ、帝塚山学院大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正防止に関し必要な事項を定め、これをもって適切な研究活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、競争的研究資金を始めとする学外から獲得した研究費及び本学が配分する研究費により行われるすべての研究活動をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員（非常勤を含む。）をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を激しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。
- (6) その他 研究費の不正使用など、法令や関係規則に違反すること。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、研究活動上の不正行為の防止について、最終責任を負う最高管理責任者として、学長を充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動に携わる者の行動指針にもとづく、基本方針の決定、不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を決定する。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等について本学全体を統括

する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第5条 研究者に対する研究倫理教育の向上を担う者として研究倫理教育責任者を置き、学部長および研究科長等をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施するとともに、実施状況について統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、学部、研究科の教育研究上の目的および専攻分野の特性に応じて、本学所属学生に対して研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、原則として3年毎に本学が指定する研究倫理教育を受講しなければならない。また、この受講は外部の教材等の利用で替えることができる。

(研究データ等の保存・開示)

第7条 研究者は、研究によって生じた研究データ(文書、数値データ、画像等の関係書類、資料等)、研究ノート、実験資料等を原則として、当該論文等の成果発表後10年間保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

- 2 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

(相談受付窓口の設置)

第8条 不正行為およびその防止に関する学内外からの相談に対応するため相談受付窓口をおく。

- 2 相談受付窓口は、次の各号にあげる組織とする。
 - (1) 研究者にかかわる窓口は、大学総務部総務課及び社会連携機構事務室が行う。
 - (2) 学生にかかわる窓口は、所属する大学学生支援センターが行う。

(通報窓口の設置)

第9条 不正行為に関する学内外からの通報、情報提供等(以下「通報等」という)の対応を適切に行うため、通報窓口をおく。

- 2 通報窓口は、大学総務部総務課とする。

(不正行為に関わる通報等)

第10条 通報等の方法は、通報窓口に対する文書、電子メール、電話、面談等によるもの

とする。

- 2 通報等は、当該通報等を行う者（以下「通報者」という）の氏名を明らかにしたうえで、不正行為を行ったとする者（以下「被通報者」という）、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする合理的な理由が示されていなければならない。
- 3 匿名によるなど、前項の定めを満たさない通報等については、当該内容に応じて統括管理責任者の判断により、通報等を受理した場合に準じて取り扱うことができる。
- 4 通報等の方法が、郵送、電子メール等、通報者が受付されたか否かを知り得ない方法で行われた場合は、通報者（匿名による者を除く、以下同じ）に受け付けたことを通知するものとする。
- 5 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠にもとづく情報等を行うものとし、誹謗中傷等その他不正を目的とした通報等（以下「悪意による情報等」という）を行ってはならない。

（通報窓口の責任）

- 第 1 1 条 通報窓口は、前条に規定する通報等を受けたときは、統括管理責任者へ報告するものとする。
- 2 通報窓口は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、通報者の同意を得た場合は、この限りではない。

（通報等の受理等）

- 第 1 2 条 統括管理責任者は、前条第 1 項の報告を受けたときは、その受理または不受理を決定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 統括管理責任者は、当該通報等を受理しないこととした場合は、その旨を理由に付して通報者に通知するものとする。

（職権による調査）

- 第 1 3 条 最高管理責任者は、相当の信頼のある情報にもとづき不正行為が行われたと疑われる場合は、前条の報告を受理したときから 30 日以内に調査の実施を決定し、当該調査の開始を統括管理責任者に命じることができる。

（調査）

- 第 1 4 条 統括管理責任者は、前条による調査を命じられた場合は、調査委員会を設置し速やかに調査を実施するとともに、告発者及び被告発者に調査の開始を通知するものとする。

（調査委員会）

第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。ただし、調査委員は、通報者及び被通報者と特別な利害関係を有しない者でなければならない。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する理事又は学部長及び研究科長
- (3) 大学事務局長
- (4) その他最高管理責任者が必要と認めた者（当該機関に属さない第三者等） 若干名

2 調査委員会の委員のうち、過半数は外部有識者とする。

3 調査委員会に委員長を置き、第1項の統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者が第1項ただし書きに該当する場合は、最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。

4 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、研究データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、その他の必要な方法により、不正行為の有無及び内容について調査する。

5 調査委員会は、調査を行う通報等に関する全ての処理の終了をもって解散する。

(認定)

第16条 調査委員会は、原則として告発等の受付から150日以内に不正行為の有無及び内容について審査し、認定を行う。ただし、150日以内に認定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定予定日を最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。

2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報等が悪意にもとづくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を行うものとする。

3 調査委員会は、被告発者の不正行為を認定する場合または告発者の悪意にもとづく告発を認定する場合は、弁明の機会を設けなければならない。

4 調査委員会は、第1項及び第2項の認定の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第17条 最高管理責任者は、前条による調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 告発者及び被告発者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てをすることができる。

3 前項の不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。

(再調査)

- 第18条 前条第2項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の報査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。
- 2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、告発者及び被告発者に通知する。再調査を行わない場合はその旨及びその理由を、不服申し立てを行った者に通知する。
 - 3 再調査を行う場合、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を設置し、再調査を命じるものとする。
 - 4 再調査は、再調査の開始から50日以内に完了する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この期間を延長することができる。
 - 5 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに告発者及び被告発者に通知する。
 - 6 再調査結果に対する不服も申し立ては受け付けない。

(調査結果の確定)

- 第19条 最高管理責任者は、第15条から第18条の手続きを経て、調査結果を確定するものとする。

(配分機関等への通知)

- 第20条 調査を行うことを決定した場合であって、当該研究活動が公的機関からの資金配分を得て行われている場合、最高管理責任者は、すみやかに当該資金の配分機関等に調査を行う旨を報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査結果の確定にもとづき、最終報告書を作成し、配分機関等に提出するものとする。

(調査結果の公表)

- 第21条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定した時は、当該不正行為の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(不正行為に係る措置)

- 第22条 最高管理責任者は、第19条の確定を行った時は、再発防止等のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為又は悪意に基づく告発の調査結果が確定した者について、学校法人帝塚山学院就業規則等にもとづき、懲戒を行う場合の手続きに付すものとする。

(告発者の保護)

第23条 告発者は、悪意にもとづく通報等であることが判明しない限り、当該通報等を行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取り扱いを受けない。

2 告発者は、通報等を行ったことが理由と思われる不利益な扱いを受けたときは、通報窓口を通じ最高管理責任者に申し出ることができる。

(フォローアップ)

第24条 最高管理責任者は、告発が前条第1項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認められるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、告発に係る事実がないことが判明した場合において、被告発者の名誉が侵害されたと認めるときは、事実関係の公表その他被告発者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第25条 通報窓口その他告発に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とする。

(事務)

第26条 この規程に関わる事務は、関係部署の協力を得て大学総務部総務課が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、大学評議会の意見を聴いて学長が行う。

(附則)

この規程は、2020年4月1日から施行する。